８監公表第３号

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和８年１１月２５日

那珂川市監査委員　和志武　三樹男
那珂川市監査委員　田中　　夏代子

記

第１　監査の概要

１．監査の種類

財務監査（定期監査）

２．監査の対象

市民生活部

税務課、収納課、安全安心課、市民課、環境課、人権政策課

３．監査の範囲

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの財務に関する事務の執行状況

４．監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

５．監査実施日

令和８年１０月８日（木）税務課、収納課、安全安心課
令和８年１０月９日（金）市民課、環境課、人権政策課

６．監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第２　監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１４項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

１.「ファイナンシャルプランニング業務委託」について（収納課）

本業務は、市税滞納者の複雑多岐に渡る金銭的問題解決のために、ファイナンシャルプランナーを活用し、生活設計の見直し等を指導する業務であり、対面型とオンライン型の２つのカウンセリングの実施方法で構成されている。

仕様書では、委託料については事業を実施した実回数に応じて支払うようになっており、最終的にオンライン型カウンセリングの実時間数が当初設計から減少しているため、実回数に応じて減額した委託料を支払われているが、契約は総価契約であり、実回数に応じて支払うのであれば変更契約を締結すべきである。適正な契約事務の執行に努められたい。

２.「消火栓新設工事負担金」について（安全安心課）

本件は、消火栓工事に係る費用を負担金として支出するために施工者である春日那珂川水道企業団と契約を締結しているが、契約を伴う事業で契約金額が１００万円以上の場合、市長決裁とすべきものを課長により決裁されていた。那珂川市事務決裁規程に基づき、適切な事務処理を行うこと。

３.「戸籍振り仮名通知書作成業務委託」について（市民課）

本件における設計書は、事業者からの見積書を基に積算しているが、「通知書出力」について一式計上されており、詳細な設計がされていない。

また、当初の設計時から最終的な通知書出力数が減少しているため、出来高に応じて変更契約を締結すべきところ、契約変更の手続きを行っていなかった。

次に、本件は那珂川市契約規則第３４条第３項の規定に基づき契約保証金を減免しているが、当該条項は過去２ケ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行している場合に適用されるが、本件は別業種の履行完了を１件のみ確認しており、以上をもって当該条項を適用することは不適切である。

金額の明細がわかるよう適切な設計と適正な契約事務の執行に努められたい。